

令和2年度 障がい者関係団体との意見交換会提出項目(第1分科会)

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項			
2 社会福祉法人 岩手県視覚障害者福祉協会	1	視覚障がい者に対する合理的配慮の観点から、県・市町村職員の同行援護従事者研修会の受講促進	同行援護従事者養成研修は、視覚障害者特性を理解する上で、もっとも効果的で、来庁する視聴覚障害者に対する誘導や、視覚障がい者理解が深まります。又、自治体職員の視覚障害者に対する理解が深まることによって、関係する行政施策に反映できると確信するものです。	新規	障がい保健福祉課
	2	JR東日本の水沢駅構内へのエレベーター設置	当会員が盛岡駅で線路上に落下して、骨盤骨折という重症を負いました。結果、回復までの間、盛岡駅と水沢駅構内移動を車椅子介助による支援を得たという事例があります。しかしながら、水沢駅にはエレベーターが未整備であることから、移動に不自由を強いられています。又、盛岡駅から一ノ関駅間で水沢駅だけ未設置です。こうした状況は、高齢者等への大きな社会参加のバリアとなっておりますので、水沢駅に早急にエレベーター設置を要望するものです。	新規	交通政策室
3 岩手県肢体不自由児・者父母の会	1	新型コロナウイルス感染について	今の一番の心配事は、障がい者また親が患った時の対応の仕方です。県としてのその場合の入院、あるいは自宅療養についての対処の仕方、考えていただいているのでしょうか。地域によっては、その場合の行く施設を用意しているところもあるようですが。	新規	障がい保健福祉課
			日常の様々な場面で介助者による援助が必要な重症心身障がい児者又は医療的ケア児者の方々は、主な介助者が感染し、代わって本人の介護ができる親類等が身近にいない場合、医療機関への入院や短期入所の利用が必要になることから、県では、県立療育センターにおいて看護体制の見直しや感染防止策を講じる等により受入体制を整備するほか、県立病院等でも受入に対応いただけるよう、調整を進めているところです。また、県の補正予算では、短期入所事業所での受入れに必要な経費に対し、補助する事業を措置したところであり、この事業の実施を通じて、短期入所の受け皿の拡充を図っていきます。		
	2	ヘルパー不足について	親亡き後、自宅で一人暮らしをする障害者にとって、ヘルパーや家政婦を利用して暮らすことを望む場合のため、現在不足しているヘルパーを増やすための施策(人数、給料)を考えて欲しいと思います。	新規	障がい保健福祉課
			発熱等、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状が生じた場合は、速やかにかかりつけ医や岩手県の受診・相談センターにご相談頂きたいと思えます。その後、万が一感染が判明した場合は、上記の障がい保健福祉課の回答のとおり、一人ひとりのご事情にあわせた、受入調整を進めてまいります。		
3	災害・非難について	相談支援専門員の支援計画の中に災害・避難についての計画がない。項目の中に入れて欲しい。避難場所、避難生活、移動、医療体制、薬の確保等、個々にあった情報がなく不安です。	国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」で、障がい者など「避難行動要支援者」の災害時の避難支援等を実効性あるものとするため、市町村における平常時からの取組として、民生委員や自主防災組織、自治会等の避難支援等関係者と調整し、障がい者個々の避難場所や避難支援者等を「個別計画」として策定することが望ましいとされており、県では、県内全市町村でこの取組が推進されるよう、引き続き、先進的な取組事例の紹介などの支援を行ってまいります。	新規	障がい保健福祉課
4	相談支援専門員不足	相談支援専門員不足のため、セルフプランでいいと言われる。今後もこの状況が続くのでしょうか。	平成30年4月現在の相談支援専門員数(常勤・非常勤、専任・兼務全て含む)は200名でしたが、令和2年4月現在では237名と着実に増加しています。今後とも研修等を通じて相談支援専門員の量及び質の確保を図ってまいります。	新規	障がい保健福祉課

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
3 岩手県肢体不自由児・者父母の会	5	重度障害児者の施設不足について	医療的ケアを必要とする障害児者に対し、入所施設。グループホームが不足している現状です。県の見解説明を望む。 重度障害者が利用できるショートステイの増設と緊急時(親の急病、葬祭出席等)対応出来る仕組の説明を望みます。	県では、令和元年度に独立行政法人国立病院機構が盛岡医療センターに療養介護病棟を整備する際に、機器整備に要する経費の一部を補助するなど、重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の受入体制の拡大に取り組んでいます。 なお、グループホームの利用は、ある程度の自活した生活をされている方を想定していることから、レスピレーター管理や気管挿管等の特別な医学的管理を要する医療的ケア児者については、必要な医学的管理の特性上、生活の場としてのグループホームの積極的な活用は難しい場合もあるものと考えております。 介護者の急病など緊急時にも対応可能な短期入所事業所の確保につきましては、医療的ケア児等受入に必要な機器類の購入費用を助成する、県単の機器整備補助事業を継続して実施しており、引き続き、新規受け入れ先の確保を進めてまいります。 併せて、受け入れに必要な人材育成につきましても、医療的ケア児等支援に携わることを予定している看護師を対象にした研修や、小児の医療的ケア内容に特化した看護師向けの研修の実施を通じて、短期入所事業者に対する支援を継続してまいります。	新規	障がい保健福祉課
6 社会福祉法人 岩手県身体障害者福祉協会	1	県及び市町村における差別解消条例の制定について	本県では、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例が平成22年12月14日岩手県条例第59号で制定し平成23年7月1日付で施行されている。その後、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行された。 当協会では、県条例の制定に加え、県内の各地域で暮らす障がい者が、住民の理解や協力を得て、共に暮らせる地域づくりをより推進するため、県内全ての市町村独自の条例制定に向けて、当協会各市町村協会より各行政に要請していきたく活動していく方針です。 つきましては、障害があってもなくても、だれもが分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現のためにも、市町村へ協議に応じ取組みを要望していただきたい。	本県では、障がいを理由とした不利益な取扱い・差別に関する相談窓口を各市町村で設置しています。(市町村直営、又は県社協への委託) また、障がい者に対する不利益な取扱いや差別の解消について、県及び市町村職員、傷害福祉サービス事業所職員を対象に不利益取扱い相談窓口職員研修を実施したり、県の新採用職員研修において障がい者の権利擁護に係る講義を行っております。 また、令和元年度は県内の事業者や団体を対象に、当課職員を派遣し障がい者の権利擁護に係る出前講座を実施し、より一層の普及啓発への取組(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で派遣型の講座を中止)も行っているところです。 今後とも関係機関と連携して障がい者の差別解消に取り組み、必要に応じて県として助言を行ってまいります。	継続	障がい保健福祉課
	2	身体障害者相談員制度について	身体障害者相談員制度については、本来、当事者によるピアサポートであり、在宅障害者の社会参加を推進するうえで大きな役割を果たしています。 また、中途障害者が増加している状況の中で、障害者を理解・受容し、社会参加を進めるうえで、障害当事者の相談員活動の意義はますます重要になると考えます。 地域格差がなく、障害当事者の目線に立った障害者の社会参加の一層の推進が図られるよう、相談支援事業所等と身体障害者相談員の連携を含め、身体障害者相談員制度の普及充実に向けた活動をより一層推進されるよう要望します。また、併せて、県内各市町村相談員には身体障害当事者を委嘱することを原則とし、相談活動に必要な経費予算を確保していただきたい。 未加入市町村:宮古市、岩泉町、陸前高田市	身体障害者相談員に係る取組としては、毎年、広域振興局・保健福祉環境センターごとに身体障害者相談員研修会を開催しています。相談員の皆さんのアンケート結果を翌年の研修内容に反映させたり、障害福祉サービス事業所の講習会を同時開催し、事業所と相談員の情報交換の場を設けるなど、各振興局・センターにおいて工夫しているところです。 制度の普及充実に向けては、市町村と協力して身体障害者相談員制度の周知に努めてまいります。 なお、身体障害者相談員の委嘱や活動費の予算措置につきましては、市町村が実施しておりますので、いただいた要望を市町村に伝えてまいります。	継続	障がい保健福祉課
7 岩手県腎臓病の会	1	災害時における避難所での対応について	障がい者が避難所又は福祉避難所を利用する際の感染症対策を講じてください。また、感染リスクの高い難病患者が利用する場合に専門スタッフ(医師や看護師、介護士など)が常時待機している体制を検討していただきたい。	避難所の感染症対策については、県が新たに策定した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」を市町村にお示しし、障がい者など要配慮者の専用スペースや衛生環境の確保など、感染防止対策に配慮した避難所運営が行われるよう、市町村の取組を支援しています。 また、福祉避難所についても、市町村に対し、新型コロナウイルス感染症下での福祉避難所の開設に備え、更なる福祉避難所の確保や運営体制の検討・調整、必要な物資、人材等の確保を図るよう働きかけていきます。	新規	地域福祉課

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
岩手県腎臓病の会	2	要介護支援透析患者への支援体制について	昨年に引き続き透析患者の高齢化による自力での通院困難者の増加に備え、通院支援の充実化(オンデマンド交通運用支援や送迎ボランティアへの支援など)と、透析患者が入居できる公的介護施設の設置を継続して求めます。	令和2年9月1日時点において、県内の透析医療施設は45施設あることから、これらの施設と介護施設関係団体が協力し、透析医療の提供体制を強化していくことが重要であると考えています。 県では介護施設関係団体に対し、透析医療施設との連携や透析を必要とする高齢者への対応協力を依頼しており、今後も、機会を捉えて働きかけていきます。	継続	健康国保課 長寿社会課
	3	岩手県での臓器移植普及推進について	県内での臓器移植に関する機関や団体への財政的支援と、臓器提供への周知と啓発活動の推進を引き続き求めます。	臓器移植に係る普及啓発について、県では、公益財団法人いわて愛の健康づくり財団と連携し、10月の臓器移植普及推進月間等を中心に県内各地で街頭キャンペーンを実施するなど、移植医療や臓器提供意思表示に関する普及啓発活動を行っているところです。また、臓器移植コーディネーターを同財団に委託設置しており、円滑に移植を実施するための臓器提供施設に対する巡回訪問指導、院内コーディネーターの養成を行っているほか、臓器提供発生時には、提供施設との連絡調整及び臓器提供者の家族への説明等を行うこととしています。 臓器移植については、国の補助制度がなく、臓器移植に関する機関や団体への財政的支援については、難しい状況ではありますが、今後も引き続き、臓器移植に関する県民の理解のための普及啓発活動と、円滑に移植を実施するための医療機関等の支援に努めていきます。	継続	健康国保課
	4	障がい者医療費助成制度について	県、市町村事業により、私どもは医療費の助成を頂いております。今後ともこの制度が継続され、見直しや自己負担増額など行わないでください。	重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 現在、県内全ての市町村において、重度心身障がい者医療費助成を実施しており、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。 市町村に対する県の補助制度については、現時点では見直しの予定はありません。 【参考:県の基準】 ・対象者:身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級、療育手帳Aのいずれかに該当する方 ・所得制限:障害児福祉手当の所得制限+35万円 ・受給者負担:通院1,500円、入院5,000円(1か月当たりの限度額)	継続	健康国保課
	11	特定非営利活動法人岩手県中途失聴・難聴者協会	1 岩手県の会見等の字幕について 2 電車等のアナウンス内容の電光掲示板への掲示について 3 行政対応における音声認識アプリや筆談ボードの活用 4 難病者専用のメンタルヘルス施策の充実	岩手県の緊急会見等に字幕(テロップ)を付けていただきたい。 新幹線や電車が緊急停止した際のアナウンス内容を、電光掲示板に出してほしい。 UDトークなどの音声認識アプリを活用した行政対応、筆談ボードを行政に設置して欲しい、 精神的な不安定さを抱える難病者専用のメンタルヘルス施策の充実。	知事記者会見については、聴覚障がい者の方々にも情報を迅速、的確に伝えられるよう、手話通訳を配置するほか、会見終了後速やかに会見資料や会見記録を県ホームページに掲載しているところです。 知事記者会見動画に字幕を付けることについては、要約筆記者の確保や新たな設備整備等が必要であることから、県としては引き続き、会見記録等を速やかにホームページに掲載することで対応していきます。 鉄道車両の緊急停止時においては、主に車内アナウンスにより乗客に対し情報伝達が行なわれるところですが、聴覚障がい者の方々にも一層配慮し情報を迅速、的確に伝えられるよう、県内各鉄道事業者働きかけを行ってまいります。 お示しのあったような特定のアプリの導入は難しいですが、いただいた要望を踏まえ、行政の窓口対応における筆談などによる合理的配慮が一層充実したものとなるよう検討してまいります。 県では、難病相談支援センターを設置し、対面や電話によるきめ細かな相談対応や、難病患者等の交流会を開催しています。 また、難病診療連携拠点病院(岩手医科大学附属病院)に難病診療連携コーディネーターを2名配置し、医学的な観点から難病患者への心理的ケアを行っています。 今後も、難病患者のメンタルヘルスケアについて、施策の充実を検討して参ります。	新規 新規 新規 新規

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
13 一般社団法人岩手県聴覚障害者協会					
14 岩手喉友会					
15 岩手盲ろう者友の会					
16 全国脊髄損傷者連合会 岩手県支部	1	県内の電気自動車の充電器の整備のお願い 障がい者が運転する電気自動車の充電の際、有料道路及び道の駅等の充電器を利用する際、段差やパーなどが障害で充電できない所が多くあり困っている。	有料道路の管理者である東日本高速道路株式会社や各道の駅の管理市町村等と協議の上、必要な対応について依頼します。	新規	道路環境課
	2	PCR検査を定期的に無料で受けさせてほしい。 脊髄損傷者は肺疾患を持っているため、新型コロナウイルスに感染すると重症化するので早期発見早期治療が必須であるため、定期的にPCR検査を受けさせてほしい。	患者が発生した場合、保健所にて積極的疫学調査を実施し、行動歴などから濃厚接触者の特定を行い、速やかにPCR検査を行うこととしています。 無症状の方に対する定期的なPCR検査の実施については、専門委員会等の意見を踏まえながら実施等について検討することとしており、早期発見・早期治療のため、発熱等疑わしい症状が生じた場合は、かかりつけ医や岩手県の受診・相談センターに速やかにご相談頂きますよう、お願いいたします。	新規	医療政策室
	3	新型コロナウイルスワクチンが開発されたら岩手県内の障がい者に早急に接種してほしい。 脊髄損傷者は抵抗力が減退しているため、新型コロナウイルスに感染すると重篤化する可能性が大きいので、なるべく早めに接種できる体制をつくっていただきたい。	新型コロナウイルスワクチンについては、現在、国において接種体制の開発・確保・供給に向けて動いているところであり、引き続き動向について注視するとともに、全国知事会等を通じて、国に対して要望を行ってまいります。	新規	医療政策室
17 公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部	1	災害対策について 他県(例:滋賀県)は、避難所に指定されている学校に災害時用備蓄倉庫を設けている事を確認しているが、岩手県の避難所の備蓄対策は？ また、オスメイトのストーマ装具の備蓄については？ 令和2年2月県議会一般質問で、武田哲県議が、災害時にオスメイトの障がい者を支援する体制が必要と質問した。 達増知事からの答弁で「震災時は避難所に日常生活用具がなく生活に支障を来たす方がいた。1月末時点で用具の備蓄があるのは4市町村にとどまり備蓄を働きかけていく」と方針を明らかにしている。その後の進捗状況と現在整備を行っている市町村名の公表を要望する。	避難所における備蓄対策について、市町村では、内閣府が示している「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)」により、福祉避難所に指定した施設の管理者と連携して、物資・器材の備蓄や災害時の速やかな調達のための協定締結、医療機関との連携などの取組を進めているところです。 県では、市町村に対し、要配慮者の方々に必要な支援が行われるよう、福祉避難所の指定や環境整備について、会議や研修会等の機会を通じて、引き続き働きかけていきます。 令和2年10月に行った市町村への照会によると、10月15日時点で用具の備蓄がある市町村は、雫石町と平泉町の2か所にとどまっています。以前備蓄を行っていた市町村でも、今回の照会で確認をした際に備蓄用具の使用期限が過ぎていることが判明し、現状は備蓄がないという状況となり減少したものです。 ストーマ装具については、種類やサイズが多種多様で、どの方にも適合する装具の備蓄が難しいこともあり、装具を必要な方御自身が避難所等に予め預ける方式の「預かり備蓄」について、今後も毎年度開催している研修会等を通じて市町村に周知し、備蓄を働きかけていきます。 また、総合防災室においても市町村消防防災主管課長会議で備蓄事例を紹介するなどし、備蓄を働きかけていきます。	新規	地域福祉課 障がい保健福祉課
	2	団体運営上の問題点、要望 岩手県内に2,500名から3,000名のオスメイトが居ると思われるが、当協会の会員数は200名に満たない。会員以外のオスメイトに福祉制度、災害対策が理解されているのか不安である。特に今年度はコロナ禍で「社適」事業「相談会」の開催も困難の状況です。相談も出来なく不安を抱きかかえて生活を余儀なくされているオスメイトとその家族の心を思うと甚だ心配である。この様な状況の解決の一つとして会員の増強をめざしますが、病院関係者・行政の協力が欠かせない。 会員増強へ特に市町村福祉担当からのオスメイトの相談窓口としてオストミー協会の存在を知らせて欲しい。また、「社適事業」開催の通知・案内のご協力をお願いしたい。	社会適応訓練について、県のHPを活用し周知するとともに、市町村に対して周知の協力を依頼してまいります。 つきましては、窓口への配架資料の提供や、社会適応訓練事業に関する通知や案内等がありましたら、県に御提供いただくようお願いします。	継続	障がい保健福祉課
	3	災害時におけるストーマ装具の調達に関する協定書に関する件 市町村と装具販売店間の物資提供協定の推進と、現状において既に締結している市町村名の公表を要望する。	令和2年10月に行った市町村への照会において、既に締結している市町村は、山田町のみです。この協定は、販売店と個別に締結しているものではなく、日本福祉用具供給協会と締結しているものです。 県としては、こうした取り組み事例を県内市町村に紹介し、取り組みが拡大するよう支援に努めていきます。	新規	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
18 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会岩手県支部	1	身体障がい者及び難病患者の就労について 身体障がい者や難病患者で岩手県職員としてテレワークで働いている方がどのくらいいるのか教えてほしい。いない場合は、今後、身体障がい者及び難病患者を採用する際は、テレワークでの採用も可能にするようお願いしたい。	岩手県においては、子育てや介護等と仕事の両立、感染症の感染防止等のため在宅勤務を導入しておりますが、常時テレワークで勤務している職員はおりません。 テレワークによる職員採用については、服務上の取扱いや勤務環境整備をはじめ、様々な課題があることから、現時点では対応は困難であります。今後モリモットワーク環境の充実など機能的で柔軟な働き方ができる勤務環境の整備に取り組んで参ります。	新規	人事課
22 一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会	1	岩手県として難病手帳を発行し、難病患者の支援をお願いします。 障害者総合支援法に難病患者の支援も明記され、難病患者の療養支援に対する支援の拡大を感じます。しかし、身分を証する証明書がないことから、福祉サービスを受ける機会がきわめて限定されがちですが、難病患者の容態は、軽重の繰り返しで変化があります。また、難病は主に内部障がいのため、外見上生活障害が見えにくい状態にあります。難病手帳所持により難病患者の社会参加が広がります。身体障がい者手帳に相当する難病手帳の発行をお願いします。それにより難病患者の就労や社会参加がひろがります。	国では、難病法附則第2条に基づき、法の規定の見直しに係る議論が継続してされており、難病・小児慢性特定疾病研究・医療ワーキンググループでのとりまとめ結果においても「研究を促進する観点からは、医療費助成の対象とならない患者についても、データを登録することができる仕組みを設けることが望ましい」としており、その上で、「データ提供を行う患者に対し、指定難病患者として臨床データが国のデータベースに登録されることを証する「指定難病登録者証」(仮称)を発行することについて、検討する」とされています。 また、「指定難病登録者証」(仮称)を有する患者については、「各種福祉サービスが円滑に利用できるように運用上の工夫を行うとともに、急な重症化がみられた場合にも円滑に医療費助成が受けられる仕組みを設けることについて検討すべきである。」とされていることから、今後も国の動向を注視していきたいと考えています。 なお、現時点では、指定難病の医療費助成の対象となった方に対しては「特定医療費(指定難病)受給者証」を発行しており、これにより難病医療費助成のほか、障がい福祉 サービスを受けることができることとされています。指定難病にかかっているものの、病状の程度が特定医療費の対象となる程度ではないため、難病医療費助成の対象とならない場合であっても、障害福祉サービスの申請を行う際に、診断書等に代えて、指定難病にかかっていることの証明として不認定通知を使用できることとされています。	継続	健康国保課
	2	災害時において難病患者の医療ケアができる福祉避難所の整備をお願いします。 3・11の教訓により、災害発生直後の医療ケアの緊急性について対応可能な福祉避難所整備は喫緊の課題です。難病患者の場合医療・服薬・ストーマ装具(消化器系・尿路系)・治療食(腎臓病・糖尿病・炎症性腸疾患等)緊急に必要とされます。備蓄食料、機器整備、薬品の備蓄等本格的な福祉避難所を新設していただきたい。そのため、岩手県に難病患者を含めた検討委員会を設置していただきたい。	福祉避難所については、令和2年5月時点で県内31市町村にて整備済みとなっており、残りの2市町村についても、整備に向けて検討を進めていると聞いています。 市町村では、内閣府が示している「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)」により、福祉避難所に指定した施設の管理者と連携して、物資・器材の備蓄や災害時の速やかな調達のための協定締結、医療機関との連携などの取組を進めているところです。 県では、市町村に対し、難病患者の方々をはじめ要配慮者の方々に必要な支援が行われるよう、福祉避難所の指定や環境整備について、会議や研修会等の機会を通じて、引き続き働きかけていきます。 難病患者に対する災害時の支援体制については、災害対策基本法に基づき、市町村において、支援が必要な避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)の把握に努めるとともに、要支援者の名簿を作成することが義務付けられています。 また、市町村において、平常時から個別に要支援者やその家族等と災害時の避難手段、避難先、医療の確保等について、具体的な打合せを行いながら個別計画を策定しておくこととされています。 このように、基本的には、市町村において個別に要支援者と打合せを行いながら災害発生時の医療の確保等についての計画を策定するものですが、県においても、各保健所毎に、難病患者支援の課題や対応策を検討する難病対策地域協議会等を設置しているほか、各協議会で出された課題や検討内容等を共有し、今後の県の施策推進のあり方等を検討する場として難病対策連携会議を設置しているところであり、この中で、災害発生時に必要とされる連携体制等についても引き続き協議しながら、地域における難病患者の支援ネットワークづくりを進めていきます。	継続	地域福祉課 健康国保課

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
23 岩手中途失明者の会	1	山賀橋交差点の改善	山賀橋たもとの交差点(山岸一丁目)に音の出る信号と横断歩道の増設を望む。	三賀橋袂の横断歩道につきましては、歩道が整備されておらず歩行者の安全確保がなされていないことから、現時点での設置は難しいものと考えております。御要望の音の出る信号機につきましても、歩道整備が行われ安全に横断できる環境が整った際には、音の出る信号機設置のほか、横断歩道の設置も併せて検討してまいりたいと考えております。	継続	警察本部交通規制課
	2	バスの増便を望む	ふれあいランド岩手から12時3分の盛岡駅行バスを平日も設けて欲しい。	バスの時刻表に係る御意見につきましては、バス事業者に対して情報提供を行います。	新規	交通政策室
	3	歩道の補修・改修を望む	ふれあいランドいわてから、三本柳権現堂バス停までの歩道の補修、改修をお願いします。	県道部分について、現地を確認し、必要に応じて補修作業を行います。市道部分については、盛岡市の道路維持所管課に情報提供を行います。	新規	道路環境課
24 日本ALS協会 岩手県支部	1	公費によるPCR検査の導入	当団体員(ALS)の殆どは呼吸器が弱まり(多くは人口呼吸器を装着)、COVID-19の感染は避けなければならない。一方、日々のケア(訪問診療・同看護・同介護・同リハビリ)も必要であり、各事業者は多くの利用者を横断的に訪問するという重大なクラスター発生のリスクを負っている。これらにより、各事業者においても、従業員の県外移動や県外者との接触を禁止しているなか、家族の帰省等により休職事例が発生しており、介護者が不足している。同様に、県外居住の家族が介護の手伝いに来れない日々が続いており、本人はストレスで、家族にとっては介護で疲弊している状況である。 そこで、訪問診療・同看護・同介護・同リハビリ等の従事者・本人・同居の家族に対する公費負担によるPCR検査(いつでも・どこでも)及び県外居住家族の帰省者に対する公費一部負担によるPCR検査を要望する。 看護・介護(家族・親族含む)を受ける機会が確保されることにより、安全の欲求を満たされ、また家族・親族・友人等と会える等、社会的欲求を満たされることにより、「QOL」(クオリティ・オブ・ライフ)を高まり、生き甲斐や楽しみをもって暮らすことができる効果が得られるとともに、クラスターの発生を未然に防ぐことが出来るようになる。	感染者が発生した場合、保健所にて積極的疫学調査を実施し、感染者の行動歴などから濃厚接触者の特定を行い、速やかにPCR検査を行うこととしています。無症状の方に対する公費負担によるPCR検査の実施については、専門委員会等の意見を踏まえながら実施等について検討することとしており、早期発見・早期治療のため、発熱等疑わしい症状が生じた場合は、かかりつけ医や岩手県の受診・相談センターに速やかにご相談頂きますよう、お願いいたします。	新規	医療政策室
	2	医療的ケアを行う事業所・従業者を確保してほしい	当団体員(ALS)の殆どは医療的ケアを必要としているが、医療的ケアを行ってくれる介護事業所は限定的である。 原因としては、介護職員等医療的ケア第3号研修(特定の者対象)の修了のための費用が収入に対して高額となっており、(一人の利用者の為に事業者は3~4人が受講させることになり、総コストは10万円を超す。)それに対し、収入は少額であり、収入が得られる期間も安定してない(1ヶ月に満たないで、終了する場合もある)ことが考えられる。 そこで、県職員(保健師等)による研修の実施や、県により研修を外部委託し、研修を無料とすること、現状の研修機関を利用した場合に研修費用を補助すること、医療的ケアを積極的に行っている事業者への経費補助を要望する。 これにより、医療的ケアを行う事業者が増え、また、採算が合わなく撤退する事業者が少なくなり、介護全般に事業者の底上げが(拡大)が見込める。医療的ケアを行う事業者が増える事により、事業所選択の機会増え、質の向上が見込める。等の効果が得られると考えられる。	本県における喀痰吸引等研修(第3号研修)は、他の研修と比してより高度な専門性を有する講師を要する研修であると認識しておりますが、一定の研修回数を確保するといった観点から、要件を満たす事業所を登録研修機関に指定して実施しており、現在、県において登録している研修機関は5か所となっております。また、研修費用の助成に関しては、他県の状況なども勘案しながら検討します。なお、県では、令和2年度から、看護職を対象として小児の医療的ケア特性に特化した研修を実施しています。	新規	障がい保健福祉課
	3	認定特定行為事業者(介護職員等医療的ケア第3号研修修了者)の「胃ろう」による服薬を認めてほしい。	訪問看護員がいない場合、家族による服薬となるが、家族がご高齢の場合や不在の場合服薬できる者がいない。 服薬の為だけに、訪問看護員を都度依頼するのは不可能であり、国と協議の上、なんらかの条件付帯でも構わないので、ぜひ承認に尽力を頂きたい。 「生きる選択」をする過程で、国や行政による支援が大きな支えでありました(一人では生きることができないので)。実際、様々な支援を頂き感謝しております。しかし「画竜点睛を欠く」の例えどおり、その法律が活かされておられません。これでは「あるある詐欺」と.....。ぜひ、現場の声を大事にしてください。	医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている医行為のうち喀痰吸引・経管栄養については、平成23年度の法改正により、認定特定行為事業者についても、医師の指示の下にその実施が認められています。国によると、胃ろうにおける薬剤の投与についても医行為に該当するとのことであり、医療機関以外の高齢者介護や障がい者介護の現場等における医行為の範囲を拡大することは、当該行為が患者御本人の身体に及ぼす危険性等に鑑み、慎重に判断されることが重要であると考えています。 県としては、国の動向を注視していきます。	新規	長寿社会課 障がい保健福祉課

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
26 CILもりおか	1	どの市町村に転居しても、障害福祉サービスがスムーズに受けられるようにして欲しいです。	他市町村に転居する場合、転居した市町村での障害福祉サービスの利用が認められにくい状況があります。どの市町村に転居しても、障害福祉サービスがスムーズに受けられるようにして欲しいです。	他市町村に転居する場合は、早めに転居先の市町村に相談することで、転居前の市町村との連携を図ることが出来、サービスを継続して受けられることが出来ると思いますので、早めに御相談ください。 障がい福祉サービスの支給決定については、お住まいの市町村により差がでないよう、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に事務を行うために、障害支援区分の認定調査を行う調査員及び市町村審査会委員に対し、研修を実施しています。 今後も研修等を通じて、統一した基準で障がい福祉サービスを利用いただけるよう、周知に努めます。	新規	障がい保健福祉課
	2	障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供を、事業者や自治会に促す支援制度	合理的配慮の提供を支援するための事業者に対する助成制度を岩手県でも実施して欲しいです。そして、助成制度があることを事業者や自治会に周知して欲しいです。	他県で実施している合理的配慮の提供を支援するための事業者に対する助成制度及びその周知方法について情報収集を行い、当県での助成制度実施の可否について、検討してまいりたいと思います。	新規	障がい保健福祉課
				支援制度については、発達障害や難病のある方を雇い入れる事業主に対して助成する国の「特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)」がありますので、関係機関と連携を図り、周知に努めてまいります。 県では「いわて県民計画(2019～2028)」の実効性を確保するため策定した「政策推進プラン」において、障がいの有無などを問わず、すべての人が働きやすい職場づくりを促進することとしています。具体的な取組として、企業における障がい者の雇用維持及び雇用の一層の促進を図るため、企業を対象としたセミナーを行い、令和元年度からセミナーに特別支援学校技能認定会見学等を組み入れたところとあります。 また、広域振興局等に配置している就業支援員が事業所を訪問し、障がいのある方の雇用に対する理解と協力を求めており、今後も一層の周知に努めてまいります。		
			(一財)自治総合センターが毎年度実施している「コミュニティ助成事業」において、市町村に対し、 ・高齢者、障がい者等の外出を促進するためのバリアフリー対応車両の整備 ・コミュニティセンター等公共施設のバリアフリー化工事 ・地域住民の利用に供するユニバーサルデザインに配慮された備品の整備 などを対象とした助成を行っているところであり、引き続き積極的な利用について市町村に周知していきます。		地域振興室	